事務補助員（業務代替職員）募集案内

（令和８年４月１日採用）

広島家庭裁判所

産前・産後休暇中の職員の業務を処理するため、下記のとおり事務補助員として勤務していただける方を募集します。

記

１　職務内容

裁判部における一般事務等（家庭裁判所調査官の事務補助等）

２　採用予定庁・採用予定期間・採用人員

採用予定庁	採用予定期間	採用人員
広島家庭裁判所	令和8年4月1日(水)～令和8年4月17日(金)	１人

３　受付期間・選考方法・試験期日・試験場所

受付期間	令和8年3月6日(金)～ 令和8年3月16日(月)（必着） ＊　ただし、受付期間内であっても、申込人数が２０人に達した日をもって受付を終了します。
選考方法	⑴　作文試験 ⑵　口述試験（面接） ※　作文試験に合格した者に対して行います。 ※　採用しようとする官職の職務の内容に照らして、過去の経歴の有効性も検討した上で、総合的に判定を行いますので、面接の際には過去の経歴（職務の内容等）についてもお尋ねします。
試験期日	令和8年3月25日(水) ＊　午前中に作文試験を実施し、作文試験合格者に対して、引き続き午後から口述試験を行います。
試験場所	広島家庭裁判所（広島県広島市中区上八丁堀１番６号）

４　受験資格・応募方法

受験資格	**・令和８年４月１日現在年齢１８歳以上の者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者(これと同等の学歴を含む。)** ただし、日本の国籍を有しない者又は国家公務員法第３８条の規定に該当する者は受験できません。 ※　参考　国家公務員法第３８条の規定に該当する者 １　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ２　懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 ３　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・　在学中の学生の雇入れは行いません。
応募方法	次の応募書類を、下記の送付先に提出してください。 ※　封筒の表に「**事務補助員選考申込**」と朱書きし、必ず**簡易書留郵便**で送付してください。 **１　履歴書** 市販の履歴書用紙を使用し、所定の欄に申込前３箇月以内に撮影した脱帽、正面向き、上半身の写真を貼ってください。 **２　受験票送付のための返信用封筒** 宛先及び郵便番号を明記した長形３号の定型の封筒に１１０円切手を貼ってください。 ※　受験票は後日郵便により送付しますが、郵便事情等により、受験票が3月23日(月)までに届かない場合には、下記の問合せ先に御連絡ください。 **【申込書類等の送付先・問合せ先】** 〒７３０－００１２ 広島市中区上八丁堀１番６号 広島家庭裁判所事務局総務課人事第一係 電話番号（０８２）２２８－０５７３ ※　電話での問合せ時間は午前９時から午後５時まで ※　申込時に提出された履歴書は、作文試験不合格者については作文試験合格発表時に返却し、口述試験不合格者については口述試験結果の通知とともに郵送により返却します。欠席者等については、試験日以降、郵送により返却します。

５　勤務条件等

採用予定期間	令和8年4月1日(水)から令和8年4月17日(金)まで
勤務時間	月曜日から金曜日までの次の時間 ⑴　午前８時３０分から午後５時００分まで ⑵　午前８時４５分から午後５時１５分まで ⑶　午前９時００分から午後５時３０分まで ⑴～⑶のいずれかを選択する(いずれも、午後零時１５分から午後１時までは休憩時間)。
給　　与	日額　９，９８２円～１１，５６３円（予定） このほかに通勤手当相当額（月額上限額１５万円）及び超過勤務手当相当額が支給されます。
そ の 他	職員が育児休業を取得した場合、事務補助員としての任用期間の後に、選考の上、裁判所事務官として臨時的任用又は任期付採用される場合があります（この場合、勤務条件等については正規職員と同一の法規の適用を受けます。）。